

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和7年10月27日から令和7年11月26日まで、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、14件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて、「商業登記規則等の一部を改正する省令」として、令和8年1月16日（金）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>本改正案は、商業登記規則および関連登記規則における実務的整合性の向上を目的としたものであり、登記制度の柔軟性と正確性を高める意図が明確に示されています。以下、主な改正点とその評価、ならびに意見を述べます。</p> <p>1. 行政機関の休日における登記日の指定（第三十五条の四の新設） 申請者が希望する特定の日（行政機関の休日）を登記日として指定できる制度は、登記の年月日と会社等の成立日を一致させたいという実務上のニーズに応えるものであり、柔軟かつ合理的な制度設計と評価します。 このような制度を求める声があることは、設立日を記念日として大切にしたいという気持ちの表れであり、語呂合わせや縁起を重んじる文化的背景とも通じるものがあります。例えるなら「誕生日と誕生パーティを同じ日にしたい」という感覚に近く、形式だけでなく“気持ち”にも寄り添う制度として意義があると感じます。 ただし、申請書への記載義務があることから、記載漏れや誤記によるトラブルを防ぐため、申請者向けの記載例や注意事項の周知が望まれます。制度の利便性を高めるためには、運用面での丁寧な支援が不可欠です。</p> <p>2. 電磁的記録の添付に関する準用規定の整理 条文構造の整理により、準用関係が明確化されたことは、電子申請の普及を前提とした制度整備として妥当です。今後、電磁的記録の取扱いが増加することを踏まえ、実務者向けのガイドラインやFAQの充実が期待されます。</p> <p>3. 関連登記規則における準用条文の明確化 投資事業有限責任組合契約登記規則、有限責任事業組合契約登記規則、限定責任信託登記規則において、商業登記規則の準用条文が詳細に列挙され、読み替え規定が明確化された点は、制度の実態に即した対応であり、登記の正確性向上に資するものと評価します。 ただし、読み替え対象条文が多岐にわたるため、制度のメンテナンス性や将来的な改正への対応を考慮すると、準用条文の体系的整理や別表化など、構造的な見直しも検討されるべきです。</p> <p>4. 総括的意見 本改正案は、登記制度の信頼性と柔軟性を高めるための技術的な改正であり、実務者・申請者双方にとって利便性の向上が期待されます。特に、休日指定による登記日調整は、現場のニーズに即した制度設計といえます。 一方で、制度の信頼性は法令の正確さとともに、現場との対話によって支えられるべきです。今後も、実務者や市民の声を反映した制度運営がなされることを強く望みます。改正の趣旨が広く理解され、安心して利用できる登記制度の構築に向けて、丁寧な周知と運用支援が求められます。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。</p>
2	<p>いい制度だと思うが、政府全体でオンライン申請を推進すべきこと、書面申請において見づらい位置に希望日の記載があった場合の見落としの可能性を考え、少なくとも当初はオンライン限定で開始し、一定程度定着を見た後に書面申請に拡大すればよいと思う。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。 なお、本特例については、公平性の観点から、特定の申請方式に限定することはしていません。</p>
3	<p>休日であっても、オンライン申請であれば、申請日を登記日とすることは、十分可能であると思われる。したがって、オンライン申請により休日にも登記申請できるようにすべきである。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

会社設立日は本来、公示制度上の法律的事実であり、記念日的な恣意で選択すべきものではありません。本改正案には以下の三点の問題があり、導入に強く反対いたします。

1. 公示制度としての会社設立日の意義とその毀損

会社は設立の登記をすることによって初めて成立するものと会社法で定められており、その成立日（設立年月日）は法務局に設立登記を申請した日付がそのまま登記簿上の「会社設立日」となります。このように設立日は実体的な法行為の完了日であり、登記制度の目的は会社の重要事項を公開することで取引の安全と円滑を図ることにあります。

現在の制度では、法務局の窓口やオンラインで申請を受理した日を登記日とし、他の日付を登記上の設立日とすることは法律上でできません。これは、公示される設立日が実際の法的手続の完了日と一致することで、第三者がその会社の成立時期を正確に把握できるようにするためです。恣意的に選択された日付を成立日として登記することは、この公示制度の信頼性を損ねかねません。例えば、登記簿に日曜日や祝日が設立日として記録されていれば、本来その日は法務局が休業日であるため通常は登記できないはずの日です。第三者にとっても直感に反する情報となり、制度への不信や混乱を招く恐れがあります。登記制度は記念日の演出のためではなく、公的な事実の公開のために存在することを忘れてはなりません。

2. 申請後？登記実行までの時間差が生むリスクと不確実性

改正案では、将来の特定日を指定して設立登記を行うため、申請から実際の登記記録までタイムラグが生じます。この間に起こり得る様々な事態が、会社設立の確実性と法的な一貫性に影響を及ぼす点が懸念されます。以下に主なリスクを挙げます。

発起人・役員の身分変動：特定日を待つ間に、発起人や予定役員の死亡・失踪、重大な病が発生する可能性があります。例えば、唯一の発起人が登記予定日前に死亡した場合、本来その会社は成立し得ないはずですが、申請が取り下げられなければ予定日に会社が登記上成立してしまう事態も考えられます。死者が設立した会社という矛盾は法的整理が困難であり、成立後に解散手続をとるなど無用な負担が生じかねません。天災・不測の事態：大地震や災害などにより事業計画自体が破綻したり、本店所在地が被災して会社設立を断念せざるを得なくなるケースも想定されます。特定日指定制度では、一度申請すると登記が自動的に実行される仕組みとなる可能性が高く、仮に事業継続不可能と判明しても既に走り出した登記を止められなければ、実体のない会社が成立し公示されてしまいます。このような実体と公示の乖離は、第三者利害関係人に誤った情報を与えるリスクがあります。申請内容の変更・撤回：登記までの間に商号や役員人事、出資計画など設立内容に変更が生じるケースもあり得ます。本来であれば内容確定後速やかに登記すべきところ、特定日まで待たせることで変更の余地が生じ、追加の修正申請や取消手続きが必要になる可能性があります。これは法務局の事務負担増大にもつながり、また申請者側にとっても二度手間・余計なコストとなります。

以上のように、申請から登記まで間隔をあけること自体が不確実性を生み、現在の「登記申請＝即時成立」というシンプルで明確な原則を崩すこととなります。

会社設立の法的安定性を損ねるおそれが大きく、社会にとって不利益です。

3. 改正の必要性の乏しさと制度趣旨との乖離

最後に、本改正の必要性そのものが乏しい点を指摘します。現在でも、会社設立日は創業者の工夫である程度自由に選択可能です。例えば「縁起の良い日」に設立したければ、その日に法務局が営業している必要がありますが、申請日を調整することで希望日に設定できます。唯一制約となる土日祝日・年末年始についても、どうしても特定の日付にこだわるのであれば翌年まで待つて営業日に申請するといった対応も不可能ではありません。実務上、設立日は平日であれば自由に決められるため、改正が新たに実現するメリットは「行政機関休日への設立日指定」というごく限定的で特殊なニーズだけです。そもそも会社の設立日は法律上の成立日であって、個人的な記念日ではありません。

上記のような改正によってまで休日にこだわりたい需要は、会社法制の根幹を揺るがしてまで汲み取るべきものなのでしょうか。むしろ本改正により、「設立日＝登記申請日」という原則が崩れ手続が煩雑化することの弊害の方が大きいと考えます。例えば、第三者が登記簿を閲覧した際に「成立年月日」と実際の活動開始時期との間にズレが生じる可能性があります。特定日（休日）を成立日にした会社では、実際には登記完了や証明書取得が後日の営業日までできず、対外的な活動開始は遅れるでしょう。それにもかかわらず登記簿上は休日付けで成立しているため、第三者から見ると登記上存在していた期間に活動実態がないように映ります。このような制度変更は取引上の混乱を招きかねず、ひいては登記制度への信用低下につながります。加えて、本改正により公示制度の本質が不必要に軽んじられる懸念もあります。登記制度は「取引の安全と円滑化」を目的とし重要事項を公開するものであり、設立年月日はその会社の法的な誕生日として厳格に扱われてきました。特定の縁起日に合わせたいという要望は気持ちとして理解できるものの、それは各社が任意に社内で創業記念日として祝えば足りる話であり、公的登記記録を操作してまで対応すべき事柄ではありません。公示制度の厳正さ・正確さを維持することこそ重要であり、無用な柔軟化は制度趣旨との乖離と言えます。

以上の理由から、本改正案（会社設立時における特定休日指定登記制度）には強く反対いたします。

設立日はあくまで実体に即した公的記録であるべきであり、恣意的に日付を設定できる仕組みは法律上の意義を見いだせず、却って種々の弊害を生むと考えます。法務省におかれましては、本改正案の内容を再考し、会社法制の原則と公示制度の信頼性を損なわない判断をしていただきたく存じます。

本改正は、会社等における実務上のニーズに対応するために行うものでありますが、改正後においても、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するという商業登記法の目的を遂行すべく、適切に商業登記制度を運用してまいります。

5	<p>意見の趣旨 改正案に賛成する。</p> <p>意見の理由 官庁の開庁日における設立を希望するケースは実務上も少なくない。 ことに「毎年1月1日付の設立を希望する」旨の要請は多いが、現行法での対応は不可能であった。 今般の改正案は、経済界の要請に柔軟に対応することができる内容であるとともに、直前の開庁日に登記申請を済ませておくことができるという点で登記業務に従事する司法書士や法務局職員にとっても、ことさら負担を強いる内容ではないことも評価できる。</p> <p>補足意見 設立と同様に登記の日に効力が発生する新設合併による設立、新設分割による設立、株式移転による完全親会社の設立についても同様の改正が施されるべきである。</p>	<p>本改正への賛同意見として承ります。 なお、原案において、新設合併、新設分割及び株式移転による設立の登記についても、本特例の対象に含まれます。</p>
6	<p>改正には反対の立場です。</p> <p>原案通りの「申請日の翌日が休日の場合に限り、設立日を指定できる」とした場合、休日前のオンライン申請システムに過大な負荷がかかったり、法務局側の事務手続が煩雑になることに伴って事件処理手続の遅延したり、設立日の記入ミスが発生したり、といったケースが多発することが懸念されます。</p> <p>仮に、休日でも設立できるようにすることが経済界からの要望だとしても、設立を希望する者の”お気持ち”以外に、休日に設立できることによって得られる経済的なメリットは何もありません。</p> <p>それでも、もし、これまでの絶対的ルール（申請日イコール設立日）を崩すのであれば、いっそのこと、「全ての設立登記申請において”設立希望日（申請日以降の日付）”を記載させるように改正すべきだと考えます。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>本件改正により、1月1日設立希望が増加すると思われる。 それにより法務局の最終営業日に登記申請が集中する事となる。 また、年内最終営業日の数日前に「1月1日」を登記の日付とする申請書を持参した申請人とトラブルになる場合等も想定される。</p> <p>加えて登記申請を代理する者の年末スケジュール調整も困難となり、依頼人との間でのトラブルの増加が予想される。</p> <p>本件改正により、関係者のスケジュールが不当に拘束されてしまうことが予想されるため、申請日から2週間以内の任意の日付を選択できるようにする、などの対応も検討すべきではないかと考える。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>郵送で登記を申請する場合においても、登記の日の選択が可能となる扱いを希望します。 郵送の場合には、休日のちょうど前日に到達させることが困難であるため、前日までに到達していれば足りるものとすべきです。</p>	<p>郵送により登記を申請する場合においても、本特例の対象となります。ただし、当該申請書は休日の直前の開庁日に登記所に到達し、同日付けで受付がされる必要があります。 なお、後段の御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

9	<p>改正省令案には、「申請の日の翌日が行政機関の休日（略）であるときは、当該行政機関の休日（略）をその登記の日とすることを求めることができる」とあります。</p> <p>たとえば、30日（金）に申請した場合に、1日（日）を登記の日とすることを希望することができるという趣旨だと思いますが、以下のケースはいかがでしょうか。</p> <p>（1）オンライン申請で、30日（金）の17時15分後に申請したのも、「申請の日」は30日（金）になるのか</p> <p>（2）オンライン申請で、29日（木）の17時15分後に申請したものは、「申請の日」は29日（木）なのか、それとも30日（金）なのか（後者は（1）と異なる考え方）</p> <p>（3）30日（金）に郵送で申請書を発送し、2日（月）に法務局に到着、受付されたものも、「申請の日」は30日（金）として、1日（日）を登記の日とすることができるのか</p> <p>改正省令案の意図としては30日（金）に申請が受け付けられたものを想定しており、「申請の日」というのは、申請が到達し、受付がなされ、申請の効力が生じた日ということだと考えますが、念のため、確認させていただきます。</p> <p>この点に関連していると考えられるものに、「登記研究」という雑誌の質疑応答があります。郵送の場合の「申請の年月日」は「発送日」であるという内容です（登記研究425号130頁）。</p> <p>この「申請の年月日」についての考え方を、省令案の「申請の日」にあてはめれば、以下の通りになると思います。</p> <p>（1）は「申請の日」は30日（金）であり、1日（日）を登記の日とすることを希望することが可能である。（2）については、「申請の日」は29日（木）であり、1日（日）を登記の日とすることを希望することはできない（受付となる30日（金）が登記の日となる）。（3）については、「申請の日」が改正省令案の要件に該当する以上、1日（日）を登記の日とすることができる。</p> <p>改正省令案に「申請の日」という用語を使用すると、以上のような疑義が生ずる可能性があると考えます。そのため、改正省令案の「申請の日」については、申請が到達し、受付がなされ、申請の効力が生じたものであることを明確する表現にしたほうが良いのではないかと思料いたします。なお、このまま「申請の日」という用語を使用するのであれば、通達等でこの点を明らかにすべきだと考えます。</p>	<p>御意見のとおり、「申請の日」は、申請書が登記所に到達し、当該申請の受付がされた日を指しますが、詳細については通達等において明らかにすることを予定しております。</p>
10	<p>今般、意見募集された「商業登記規則等の一部を改正する省令案」は、1月1日などの登記所の休日を設立日としたいという実務要請を踏まえた見直しであるといえ、賛成する。</p> <p>登記手続の専門家の立場から制度の運用にあたり取扱いの明確化を要する点が存在すると考えるため、以下のとおり意見を提出する。</p> <p>【意見1】 商業登記規則第35条の4（設立の登記の特例）では、「その申請の日の翌日が行政機関の休日であるときは」と定められているが、オンライン申請では登記所の閉庁時刻（午後5時15分）を過ぎても申請が可能であるところ、いずれの時点をもって「申請の日」とするかを明確にすべきであると考えます。</p> <p>【意見の理由】 オンライン申請は、登記所の閉庁時刻（午後5時15分）を過ぎてもオンライン申請システム稼働時間内であれば申請データの送信が可能である。よって、登記所閉庁後に申請データがシステムに到達したことがある。この場合、受付番号の発行は送信日の翌日以降となるが、申請データ送信時刻やシステムにおける受領時刻は、申請データを送信した日となる。</p> <p>今回の改正では「申請の日の翌日」を基準として登記所の休日に設立登記を可能とする制度設計となっていることから、「申請の日」をどの時点で認定するののかについての通達等で明確化することが必要と考える。</p> <p>【意見2】 商業登記規則第35条の4（設立の登記の特例）では、「設立の登記（会社の組織変更又は持分会社の種類の変更による設立登記を除く。）と定められているが、例えば「新設合併」、「新設分割」、「株式移転」等の「組織再編行為」による設立は含まれるか否かについて明確化すべきである。</p> <p>【理由】 「新設合併」、「新設分割」、「株式移転」等の「組織再編行為」による設立でも休日を設立日としたいという要請は多いため、通達等で明確化すべきである。</p>	<p>御意見1 御意見のとおり、「申請の日」は、申請書が登記所に到達し、当該申請の受付がされた日を指しますが、詳細については通達等において明らかにすることを予定しております。</p> <p>御意見2 原案において、新設合併、新設分割及び株式移転による設立の登記についても、本特例の対象に含まれます。</p>

11	<p>資格者代理人が代理をして設立登記をする場合、現行の添付書面上からは申請者の設立希望日が不明のため、委任状に別途、設立を希望する日付を記入するような対応が必要と考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>委任状については、委任内容として登記の申請に関する権限が記載されていれば、必ずしも求める登記の日を記載する必要はありません。</p>
12	<p>【意見】</p> <p>1 会社等の設立登記の重要性に鑑み、かかる処理の誤謬や遅滞等がないように運用されたい。あわせて、運用開始後に問題等が判明した場合には、速やかに対応されたい。</p> <p>2 上記に関連して以下の各事項について、通達その他の方法で明らかにすべきである。</p> <p>(1) 本省令案のもとであっても、分割会社と設立会社との登記の管轄が同一となる新設分割による設立登記を申請する場合、例えば、株式会社を目的の変更の登記等、分割会社の他の変更の登記を同時に申請することができるのか。</p> <p>(2) (1)が許容される場合において、例えば、3月31日（金）に設立会社の設立登記及び分割会社の変更の登記を申請し、翌4月1日（土）を会社成立（登記）の日とすることを希望したときには、分割会社の変更の登記の日付も4月1日になるのか。</p> <p>(3) 設立登記の申請の日（例えば、12月28日）後、登記の日（例えば、1月1日）までの間に登記事項が異なることとなった場合（例えば、取締役が死亡した場合）、どのように取り扱われるのか。</p> <p>(4) 本省令案のもとであっても、同一本店・同一商号の法人の存否等、登記の申請の受付の順序に基づき当該存否を判定するものについては、当該受付時点をもって当該存否を確定する運用となるのか。</p> <p>(5) 本省令案による会社の設立登記申請において添付する書面の有効期限の起算点は、登記の日でなく、登記の申請の日であるのか。</p> <p>【理由等】</p> <p>1 登記が会社等の成立要件となる設立については、特に4月1日や1月1日等の日付をもって会社成立（登記）の日とすることを希望する者も少なくないように思われる。</p> <p>もっとも、行政機関の休日の前日（特に毎年3月31日と毎年12月末の最終開庁日）は、そもそも登記申請の繁忙期であり、さらに、本省令案のもとでは、通常の設定の登記の申請と本省令案による設立登記の申請とが混在することになる。そのため、本省令案どおりの運用がされた場合、例えば、登記申請の集中によるシステム障害等、実務上の支障が懸念される。そうした支障が生じた場合、その解消作業を行政機関の休日に行わなければならない、登記完了の遅滞も懸念される。</p> <p>よって、本省令案のもとでシステム障害が起こった場合の特別な救済策等、これらの支障が起こり得ることをふまえた事前の対応策や人員確保等についても、登記の円滑な実施の観点から十分な準備が必要である。また、運用開始後に問題等が判明した場合には、速やかに適切な措置を講じることが必要である。</p> <p>2 (1) 分割会社の新設分割による変更の登記は、設立会社の新設分割による設立の登記と同時かつ連件で申請する必要があり、当該変更の登記において、株式会社を目的の変更の登記等、他の変更の登記も同時に申請することが少なくないところ、本省令案のもとであっても、これらの申請が妨げられることはないと考えられる。</p> <p>(2) もっとも、(1)のもとでは、分割会社の新設分割による変更の登記の日付と、設立会社の会社等の成立の年月日との間にずれが生じる。この点については、設立登記の日と変更登記の日とを一致させないと、登記に不備があるかのような公示がされることになり、取引の円滑を損なうおそれがある。</p> <p>(3) 例えば、会社成立の年月日を申請日の翌々日の日曜日とし、取締役をA、B及びCの3名とする取締役会設置会社である株式会社の設立の登記を前週の金曜日に申請した後、申請日の翌日の土曜日にAが死亡したときには、実体上、取締役会設置会社ひいては株式会社が成立しないことになる。仮に当該事実が登記の完了前に判明した場合、取締役を補充し、かつ、かかる書面を補充したときには、当該設立登記を許容することが考えられる。一方で、当該事実が登記の完了後に判明した場合、当該設立登記の更正登記を許容することも考えられる。</p> <p>(4) オンラインで登記を申請した場合、直ちに当該申請の受付がされることからすれば、同一商号・同一本店で登記申請ができないことについても、当該申請の受付の時点で判定することが登記及び取引の円滑に資する。</p> <p>(5) 本省令案のもとであっても、会社等の設立登記の申請は、行政機関の休日の前日に行う必要があることからすれば、例えば、株式会社の設立登記申請にあわせて、印鑑届書を提出する場合に添付する取締役の印鑑証明書の有効期限につき、当該有効期限の期間計算の基準となる日は、当該申請の日とするのが妥当である。</p>	<p>御意見1 改正後においても、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するという商業登記法の目的を遂行するべく、適切に商業登記制度を運用してまいります。</p> <p>御意見2 運用の詳細については、頂いた御指摘も踏まえ、通達等において明らかにすることを予定しております。</p>

13	<p>1. 本取り扱いは省令改正によるが商業登記法第21条第1項、第23条との関係においてはどのように整理されているのかお示ください。</p> <p>2. ユーザーフレンドリーの制度変更である今回の省令改正案には基本的には賛成するものの、すでに時間がかかっている商業登記の処理に関しこの制度導入後、さらに特定の日（1月1日、4月1日）の後に法務局の処理が煩雑化し時間がかかることの無いようにしてほしい。</p> <p>3. 新設分割による設立登記を申請する場合に例えば目的変更登記など他の変更登記を同時に申請することも実務上あることから、この取り扱いは本取り扱いのもとでも可能なか。もし可能である場合に変更登記の登記日も設立希望の日となるという理解で良いか。</p> <p>4. 添付書類に有効期限があるものの有効期限の起算日は希望登記日とするのか登記申請日になるのかどちらになるか。</p>	<p>運用の詳細については、頂いた御指摘も踏まえ、通達等において明らかにすることを予定しております。</p> <p>なお、御意見2については、改正後においても、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するという商業登記法の目的を遂行するべく、適切に商業登記制度を運用してまいります。</p>
14	<p>意見趣旨 商業登記規則等の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）に賛成する。 ただし、会社法第49条との整合性の観点から、「登記の日」を「会社成立の年月日」と同日にすることが望ましいと考える。また、登記手続上、申請日が行政機関の休日の前日に限られる点については、運用上の課題があると考えます。</p> <p>意見の詳細 (1) 賛成の理由 実務において、「1月1日」、「4月1日」及びいわゆる「吉日」を会社または法人の設立日としたいと希望する依頼者は多い。このような希望に対応できる本省令案に賛成する。</p> <p>(2) 会社法第49条との関係 会社法第49条は、「設立の登記をすることによって成立する。」と定めている。 一方、「登記記録に関する事項」の設立に記載される「登記の日」は、現行の運用上、登記申請日（受付日）となっていると考えられる。したがって、登記記録に記載される「登記の日」が「会社成立の年月日」と一致しない場合、会社法第49条の規定との整合性を欠くこととなる。このため、「登記の日」は「会社成立の年月日」と同一日とすることが適当である。</p> <p>(3) 登記手続に関する課題と提案 1 登記申請の集中による弊害 本省令案どおり改正された場合、設立日を「1月1日」または「4月1日」とする申請が増加すると見込まれる。特に令和11年は「1月1日」を設立日とする希望が多くなることが予想される。例えば、設立日を「1月1日」とする場合、本省令案によれば、登記申請日は行政機関の休日の前日「12月28日」となり、また「4月1日」が土曜日である場合は「3月31日」に申請することになる。 これらの時期は不動産登記申請が集中する傾向にあり、過去にも登記・供託オンライン申請システムの障害などが発生していることから懸念は拭えない。また、平成30年3月12日から導入された「会社の設立登記のファストトラック化」との関係で、法務局の事務負担が増大することも危惧される。</p> <p>2 提案 本省令案の申請日につき、行政機関の休日の前日に限るのではなく、柔軟な運用を可能とすることが望ましい。具体的には、会社法第911条第1項および第2項を参考に、設立日として指定できる日を「設立の手続終了日から2週間以内」とすることを提案する。ただし、本提案は、設立希望日が平日である場合と休日である場合とで不均衡を生ずるものであるため、設立希望日が平日である場合にも本省令案を適用するなど、その是正に検討を要することを併せて提案する。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本特例の求めがあったときは、「登記記録に関する事項」欄に記載される設立の「登記の日」と「会社成立の年月日」欄に記載される日付は同一となります。</p>